

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第316号

(地域、通指、少年、生環)

平成28年3月25日

30年保存(口訓)

本 部 長

(沿革：平成30年8月7日生企発第549号改正)

(沿革：平成31年3月27日生企発第205号改正)

(沿革：令和2年3月13日生企発第170号改正)

生活安全専務員適任者選考要綱の制定について(通達甲)

生活安全専務員の適任者の選考に関し「生活安全専務員適任者選考要綱の制定について(例規)」(平成23年1月14日生企発第43号。以下「旧例規」という。)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該選考に関し別添のとおり「生活安全専務員適任者選考要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規に基づき生活安全任用候補者名簿に登載された者は、前記通達甲に基づき生活安全専務員任用候補者名簿に登載された者とみなす。

別添

## 生活安全専務員適任者選考要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、生活安全警察（地域及び通信指令を除く。以下同じ。）に専従する警察官（以下「生活安全専務員」という。）に必要な基本的知識、技能等を有している者（以下「生活安全専務員適任者」という。）の選考及び生活安全専務員任用候補者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 生活安全専務員適任者選考委員会の設置等

#### 1 生活安全専務員適任者選考委員会の設置

生活安全専務員適任者の選考を公正かつ円滑に行うため、県本部に生活安全専務員適任者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 2 委員会の任務

委員会は、生活安全専務員適任者の選考を実施する。

#### 3 委員会の組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 生活安全部長

副委員長 生活安全部参事官兼生活安全企画課長

生活安全部参事官兼地域課長

委員 人材育成課長

通信指令課長

少年女性安全対策課長

生活環境課長

警務管理官

#### 4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその事務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、副委員長及び委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

#### 5 生活安全専務員適任者の選考方法

##### (1) 生活安全専務員適任者の推薦

所属長は、別表の生活安全専務員適任者基準を満たす者であって、生活安全専務員に任用することが適当であると認められるものを委員会が指定する日までに別記第1号様式の生活安全専務員適任者推薦書により委員長

に推薦するものとする。

(2) 生活安全専務員適任者の選考

委員会は、所属長から推薦された者について、次に掲げる方法により、真に生活安全専務員適任者にふさわしい者を選考するものとする。

ア 実務テスト（作文又は筆記方式による学科テスト）

イ 主管課による書面選考（審査）

ウ 必要に応じて心理テスト、選考委員（複数）による面接テスト、体力テスト

(3) 選考結果の報告及び通知

委員長は、委員会における選考結果を本部長に報告するとともに、所属長に通知するものとする。

第3 生活安全任用時教養の実施

生活安全専務員適任者に選考された者に対しては、「生活安全任用時教養実施要綱の制定について（通達甲）」（平成28年3月14日生企発第253号）に基づき、生活安全警察の基本的知識及び技能を修得させるための生活安全任用時教養（以下「任用時教養」という。）を行うものとする。

第4 生活安全専務員任用候補者名簿への登載等

1 生活安全専務員任用候補者名簿への登載

本部長は、任用時教養の課程を修了した者の中から、任用時教養の期間中における成績、素行等を勘案して生活安全専務員任用候補者を決定し、別記第2号様式の生活安全専務員任用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載するとともに、所属長に名簿を送付するものとする。

2 名簿からの削除

(1) 本部長は、名簿に登載されている者が生活安全専務員としての適格性に欠けていると認めるときは、当該者を名簿から削除するとともに、所属長に削除後の名簿を送付するものとする。

(2) 名簿に登載されている者が、登載の日から起算して5年を経過するまでの間に生活安全専務員に任用されなかったときは、名簿から削除したものとみなす。

第5 名簿未登載の生活安全専務員既任用者に対する措置

所属長は、所属において名簿未登載の者を生活安全専務員に任用した場合は、速やかに任用時教養を受けさせるものとする。

第6 庶務

この要綱に定める庶務は、生活安全企画課において行う。

別表（第2関係）

生活安全専務員適任者基準

項目	基準内容
年齢及び階級	原則として、おおむね40歳以下の巡査、巡査長又は巡査部長であること。
実務経験年数	1年以上の実務経験を有すること。
体 力	身体強健であること。
志 望 等	生活安全警察に理解と関心を持ち、生活安全専務員を志望していること。
人 事 評 価	前年度の人事評価がC（普通）以上であること。
能力及び素質	事案処理を単独で行い得る能力を有し、又は将来これを行い得る素質を有すると認められること。

(別記様式省略)